

防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 いわゆる「文官統制」に関する規定の存置等

内部部局の所掌事務に新たな所掌事務を追加する改正規定並びに官房長及び局長と幕僚長との関係を改める改正規定（防衛装備庁の設置に伴う改正部分を除く。）を削ること。

（防衛省設置法第八条第七号及び第十二条関係）

二 防衛装備庁の任務規定の修正

防衛装備庁の任務規定について、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する部分を削るとともに、職員の職務執行の適正の確保を図る旨の記述を追加すること。

（防衛省設置法第三十六条関係）

三 内部部局と統合幕僚監部との連携の在り方についての不断の見直し

政府は、防衛省の所掌事務の円滑な遂行に資するよう、自衛官以外の防衛省の職員及び自衛官についてそ

それぞれの能力が相互の連携の下で十分に発揮されるような適切な配置その他防衛省の職員が一体的にその所掌事務を遂行するための体制の整備の重要性を踏まえつつ、防衛省本省の内部部局と統合幕僚監部との連携の在り方について不断の見直しを行うものとする規定を附則に追加すること。

(附則第二条関係)